

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 四半期連結損益計算書</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 四半期純利益又は純損失（第七十七条 第七十八条の二）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章の二 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第二十条 当四半期連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 四半期連結損益計算書</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 四半期純利益又は純損失（第七十七条・第七十八条）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章の二 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第二十条 当四半期連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2（略）</p>

<p>(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)</p> <p>第八十一条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場合には、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書において、その状況を注記しなければならない。</p>	<p>(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)</p> <p>第八十一条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。</p>
--	---